

## 第3号議案 「放置等禁止区域の設定について(案)」

### 1 放置等禁止区域とは

港湾管理者が公示により指定した区域である放置等禁止区域の中では、港湾管理者が公示により指定した物件を、捨てることや放置することが禁止されます。

### 2 放置等禁止区域指定の背景

(1) 県内沿岸部において、平成16年6月現在では、船舶数は1,010隻が確認されていますが、そのうち放置艇(不法係留船)は326隻が確認されています。平成17年6月現在では、船舶数は1,028隻が確認され、放置艇(不法係留船)は310隻が確認されています。

(2) 平成12年の港湾法改正

放置等禁止区域を港湾区域内に指定可能になりました。

(3) 平成13年に漁港法改正

県が管理する漁港においては放置等禁止区域を指定済みです。

(4) 平成14年に小型船舶登録法改正

平成17年度から船舶の所有者を特定することが可能になったため、放置艇の所有者に対する行政処分が可能になりました。これにより、放置等禁止区域指定の実効性が確保できるようになりました。

(5) 平成18年10月1日施行予定の港湾法改正

放置等禁止区域を臨港地区内に指定可能になります。

(6) 平成19年4月に大浜ポートパークが供用開始

この施設の完成により、港湾区域内の放置艇が概ね収容可能になります。

参考：福島県と新潟県が指定済みです。青森県は受入施設の整備完了に伴い平成18年5月に指定予定です。岩手、宮城、秋田の3県は受入施設不足を理由に当面は指定の予定はありません。

### 3 放置等禁止区域の指定について

(1) 指定区域

- ・酒田港、加茂港、鼠ヶ関港の港湾区域(水域)
- ・酒田港、加茂港、鼠ヶ関港の臨港地区(陸域)のうち適切な範囲

臨港地区(陸域)については、国や関係団体と調整のうえ、港湾法の改正後に適切な範囲を指定する予定です。

(2) 放置してはならない指定物件

船舶

(3) 指定時期

平成18年度中(施行は平成19年4月から)

(4) 指定根拠

## 港湾法

第37条の3 何人も、港湾区域（港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

2 港湾管理者は、前項の規定による区域又は物件の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

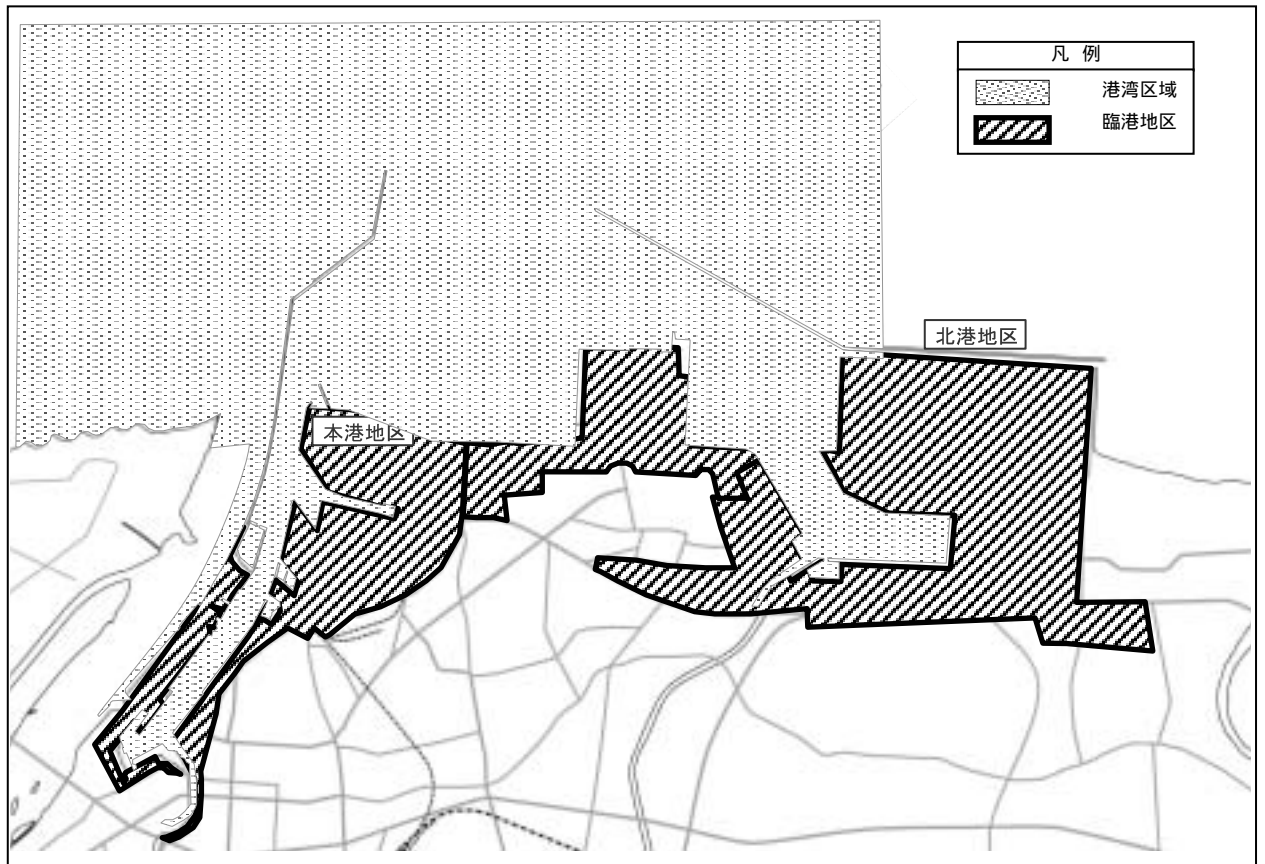
### （5）港湾管理者が区域内でとりうる行為

簡易代執行、監督処分、行政代執行（港湾法第56条の4）

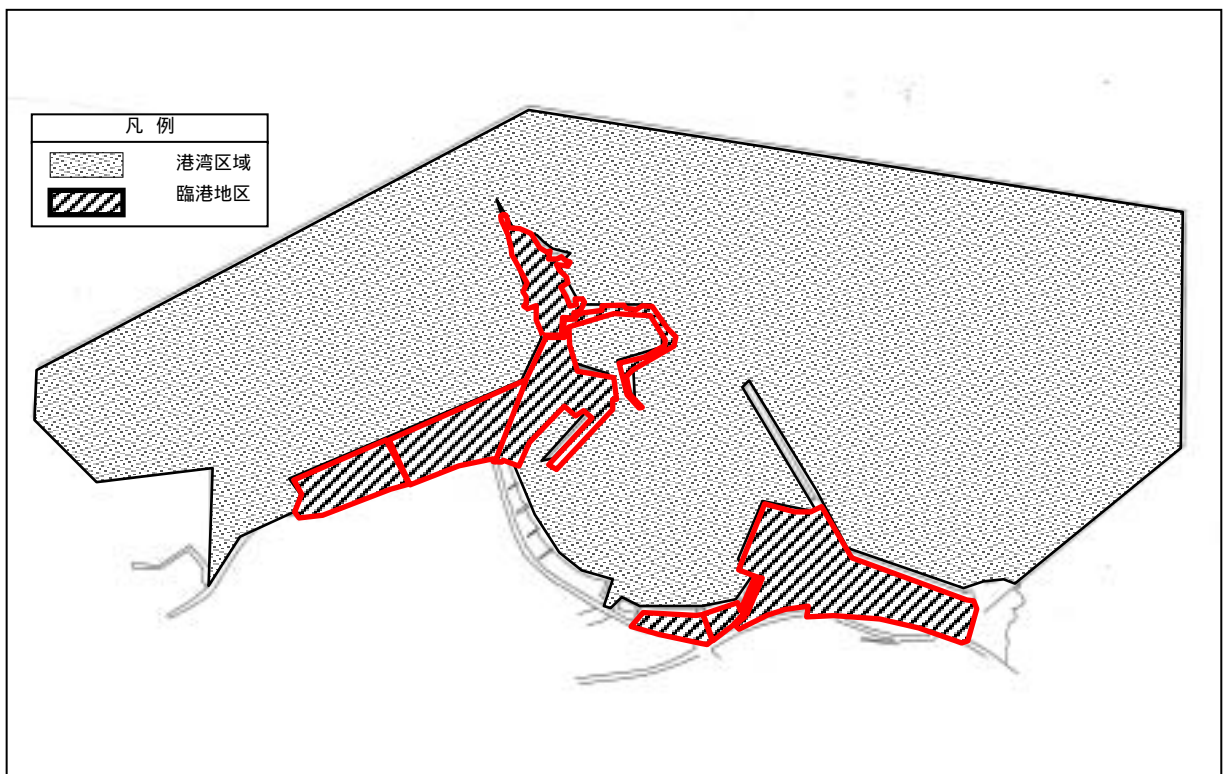
### （6）違反行為に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（港湾法第61条）

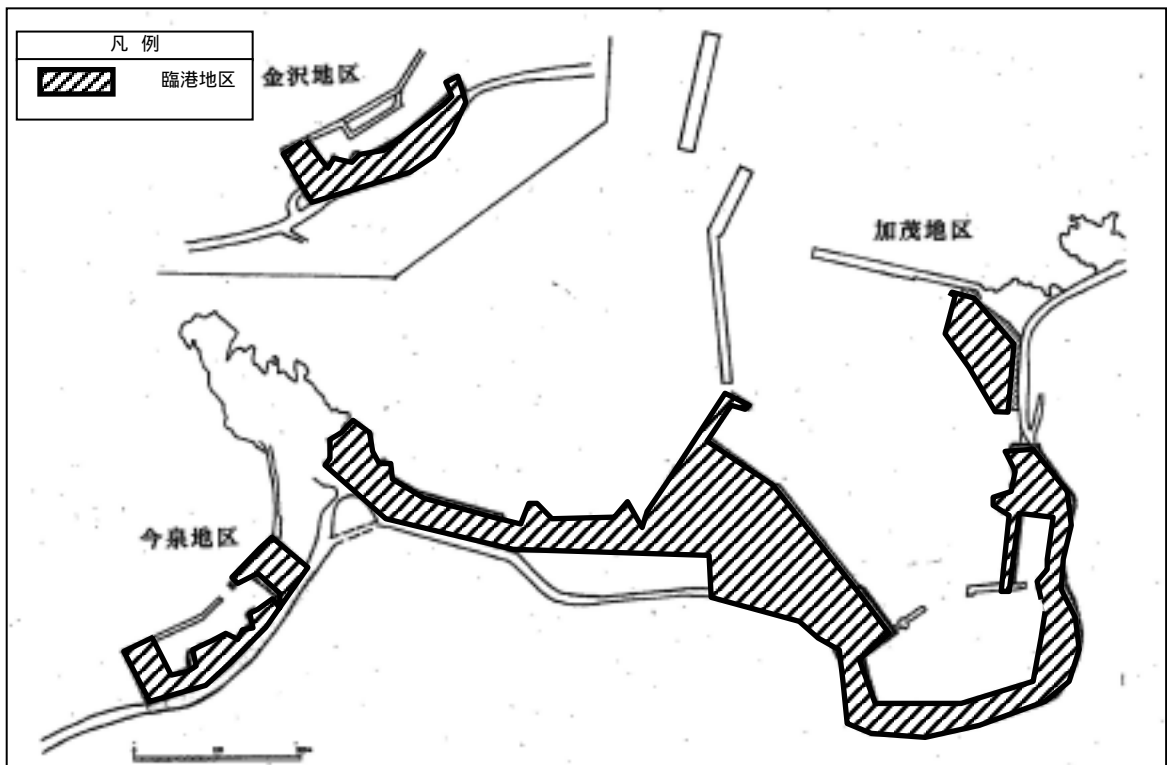
酒田港港湾区域・臨港地区の図



鼠ヶ関港港湾区域・臨港地区の図



加茂港臨港地区の図



加茂港港湾区域の図

